

令和7年度 神奈川県交通安全県民運動 事業計画



神奈川県交通安全対策協議会

1 趣 旨

令和6年の県内の交通事故は、発生件数、負傷者数ともに昨年に比べ減少し、死者数は109人で、前年より6人減少しました。交通死亡事故の発生状況をみると、状態別では歩行中の死者数が42人で全死者数の約4割を占めているほか、年齢層別では高齢者が関係する事故が、依然として高い割合を占めており、これらを減少させることが引き続き課題となっております。

令和7年は、第11次神奈川県交通安全計画の「年間死者数130人以下」を目標として、交通事故を減少させていくために、関係機関・団体の皆様とともに県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、「県民総ぐるみ」で交通安全県民運動を計画的、効果的に推進します。

神奈川県では、交通安全を地域に根ざした施策として効果的に展開するため、交通安全は、県民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- (1) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (2) 高齢者と子どもの交通事故防止
- (3) 二輪車・自転車の交通事故防止
- (4) 飲酒運転の根絶

4 活動推進

- (1) 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- (2) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- (3) 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 踏切道における交通事故防止
- (6) 暴走族の追放
- (7) 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 運 動

(1) 各季の運動

運 動 名	実 施 期 間	運動の進め方
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日(金)～7月20日(日)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)	
年末の交通事故防止運動	12月11日(木)～12月20日(土)	

(2) 年間運動

運 動 名	運 動 の 進 め 方
交通安全ひとこえ運動	交通安全ひとこえ運動推進要綱のとおり
高齢者交通事故防止運動	高齢者交通事故防止運動推進要綱のとおり
自転車マナーアップ運動	自転車マナーアップ運動推進要綱のとおり
二輪車交通事故防止運動	二輪車交通事故防止運動推進要綱のとおり
暴走族追放運動	暴走族追放運動推進要綱のとおり
違法駐車追放運動	違法駐車追放運動推進要綱のとおり
飲酒運転根絶運動	飲酒運転根絶運動推進要綱のとおり

(3) 強化月間等

運 動 名	実 施 期 間	運動の進め方
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月1日(木)～5月31日(土)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間	6月1日(日)～6月30日(月)	
暴走族追放強化月間	6月1日(日)～6月30日(月)	
放置自転車クリーンキャンペーン	10月1日(水)～10月31日(金)	

(4) 交通安全の日

項 目	実 施 日	内 容
県民交通安全の日	毎月1日	関係機関・団体及び県民が一体となり、県民総ぐるみによる交通安全の徹底を図ります。
チリリン・デー	毎月5日	自転車の安全運転に関し、県民のルール・マナーの向上を図ります。
高齢者交通安全の日	毎月15日	関係機関・団体及び県民が一体となり、高齢者交通事故防止気運の醸成を図ります。
ゾーン30の日	毎月30日 (2月を除く)	県警察が関係機関団体と協力し、生活道路における通学児童の見守り活動、高齢歩行者の保護誘導活動等による交通安全対策を推進します。
シートベルトの日	4月10日	シートベルトの着用について、関係機関・団体及び県民が一体となり強力に推進します。
交通事故死 ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	県民総ぐるみで交通安全の徹底を図り、交通事故死者数の減少を目指します。

6 特別対策等

名 称	要 旨
神奈川県交通死亡事故多発警報	7日間で7件以上の交通死亡事故が発生した場合等に発表します。
交通事故防止特別対策	交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。
自転車交通事故防止対策	自転車利用者の交通安全意識を高めるため、積極的な広報啓発活動を展開します。また、自転車交通事故多発地域を指定し、状況に応じた対策を実施します。
高齢者交通事故防止対策	高齢者の交通安全意識を高めるため、積極的な広報啓発活動を展開します。また、高齢者交通事故多発地域を指定し、状況に応じた対策を実施します。
飲酒運転根絶対策	各種キャンペーンを実施する等、飲酒運転を許さない社会づくりを強力に推進します。また、ハンドルキーパー運動を推奨します。

7 交通安全コンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への協力

県民参加型の交通安全対策事業（自動車運転免許保有者3人がチームを組み、6か月間の無事故・無違反記録の達成にチャレンジする）への積極的参加を呼びかけます。

参加者募集期間 令和7年4月16日（水）～ 令和7年 6月30日（月）
コンクール期間 令和7年7月 1日（火）～ 令和7年12月31日（水）

神奈川県くらし安全交通課ホームページ



交通安全ひとこえ運動推進要綱

区 分	交通安全ひとこえ運動
趣 旨	この運動は、人命の尊重を基本理念とし、交通安全意識を高めるため、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、思いやりの心で「いつでも」・「どこでも」・「だれにでも」交通安全の「ひとこえ」をかけ合うことを、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	交通安全は家庭・学校・職場・地域から
母 体	取 組 事 項
家 庭	1 家庭内において、交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。 2 保護者は自ら交通ルールを守る等、子どもの模範となりましょう。 3 交通安全運動等の機会に、家族で交通安全について話し合いましょう。
学 校 等	1 園児・児童・生徒には「信号はよく見て」「青信号でも車の動きをよく確認」「交差点では飛び出さない」等交通安全の具体的な「ひとこえ」をかけましょう。 2 子どもが交通社会の一員として安全に行動できるような習慣や態度を身につけさせるとともに、思いやりのある行動ができるように指導しましょう。
職 場	1 職場の安全運転管理者等は、交通労働災害を防止するためにも、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を活用する等して、職場全体で交通安全の「ひとこえ」をかけ合う環境をつくりましょう。 2 環境にやさしく、事故防止効果がある「エコドライブ」を推進しましょう。
地 域	1 地域総ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合う運動を推進しましょう。 2 子どもや高齢者又は、障がい者等、体の不自由な方に対しては、積極的に声かけを行う等思いやりの気持ちで接しましょう。
県交通安全対策協議会 構成機関・団体 (県・市区町村 県警察 等)	1 各季の交通安全運動等において、街頭で交通安全の「ひとこえ」をかけ合う活動を強化します。 2 SNS等あらゆる媒体で運動の趣旨を広く周知するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。 3 運動を効果的に推進するため、関係機関・団体が連携し、交通安全に関する大会や交通事故防止推進会議等を開催します。 4 交通事故相談等、交通事故被害者対策を充実します。

自転車マナーアップ運動推進要綱

趣 旨	この運動は、自転車の関係する交通事故が多発していることから、自転車の交通事故防止、特に自転車利用者のマナーアップと交通安全意識の高揚を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	自転車も のれば車の なかまいり
重 点	自転車交通ルールの遵守とマナーの向上 自転車点検整備及び自転車損害賠償責任保険等の加入義務の促進 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用意識の醸成 飲酒運転の根絶
運動の重点に関する主な推進事項	
自転車交通ルールの遵守とマナーの向上 ○ 自転車安全利用五則（注1）の遵守を呼びかけます。 ○ 地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を推進します。 ○ SNS等あらゆる媒体を利用して自転車マナーアップを呼びかけます。 自転車点検整備及び自転車損害賠償責任保険等の加入義務の促進 ○ 自転車の点検整備を推進します。 ○ 自転車損害賠償責任保険等加入の重要性について呼びかけます。 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用意識の醸成 ○ ヘルメット着用の重要性について、広報啓発を推進します。 飲酒運転の根絶 ○ 飲酒運転根絶に向けた広報啓発を推進します。	

高齢者交通事故防止運動推進要綱

趣 旨	この運動は、超高齢社会の到来を迎え高齢者人口や高齢ドライバーの増加等が相まって年々割合が増加している高齢者の交通事故の防止を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	高齢者 模範を示そう 交通マナー
重 点	高齢者の交通安全意識の高揚 高齢者の行動特性への理解
運動の重点に関する主な推進事項	
高齢者の交通安全意識の高揚 ○ 参加体験実践型の交通安全教育を推進します。 ○ 交通安全シルバリーリーダー制度を周知します。 ○ 運転免許証自主返納制度を周知します。 ○ 神奈川歩行者安全五則（注2）の遵守を呼びかけます。 高齢者の行動特性への理解 ○ 高齢運転者の特性を理解し、保護意識を高めるよう広報啓発を推進します。 ○ 関係機関・団体に対し、高齢者がゆとりをもった運転等ができる環境作りに取り組むよう呼びかけます。 ○ SNS等あらゆる媒体を利用して事故防止について呼びかけます。	

二輪車交通事故防止運動推進要綱

趣 旨	この運動は、二輪車の関係する交通事故が多発していることから、二輪車の交通事故防止、幅広い世代に対する交通安全意識の向上を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	運転に ゆとり やさしさ 思いやり
重 点	二輪車の安全利用促進
運動の重点に関する主な推進事項	
二輪車の安全利用促進 ○ 二輪車の交通事故発生状況についての広報啓発を推進します。 ○ ヘルメットや二輪車用プロテクター等の正しい着用を強力に推進します。 ○ SNS等あらゆる媒体を利用して事故防止について呼びかけます。 ○ 特定小型原動機付自転車等の、新たなモビリティの安全利用について広報啓発を推進します。	

暴走族追放運動推進要綱

趣 旨	この運動は暴走族の追放気運の高揚を図るため、関係機関・団体が緊密に連携しながら各種の施策を推進し県民総ぐるみの運動を展開します。
スローガン	暴走は しない させない ゆるさない！
重 点	暴走族の追放 暴走族への加入の防止
運動の重点に関する主な推進事項	
暴走族の追放 ○ 「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」を周知します。 ○ 暴走行為の迷惑性、違法性等を積極的に広報します。 暴走族への加入の防止 ○ 関係機関・団体と連携して暴走族加入防止教室等の開催を促進します。 ○ 各種青少年健全育成等に関する機会における、広報啓発を推進します。 ○ SNS等あらゆる媒体を利用して暴走族の追放等について呼びかけます。	

違法駐車追放運動推進要綱

趣 旨	違法駐車や放置自転車・バイクは、交通事故や交通渋滞の要因になり、歩行者の通行妨害にもなっていることから、県民一人ひとりが交通ルールを守り、駐車マナーを向上させることにより、安全で円滑な交通環境を確保できるよう県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車 自転車の代わりに置こう 思いやり
重 点	交通ルールの遵守と駐車マナーの向上
運動の重点に関する主な推進事項	
交通ルールの遵守と駐車マナーの向上 ○ 違法駐車・迷惑駐車の迷惑性、危険性等について周知し、交通ルールの遵守を促進します。 ○ 駅、駐輪場周辺における自転車安全利用の街頭活動・広報啓発を推進します。 ○ SNS等あらゆる媒体を利用して違法駐車・放置自転車の追放について呼びかけます。	

飲酒運転根絶運動推進要綱

趣 旨	この運動は、飲酒運転が悲惨な交通事故を引き起こす危険性が高いにもかかわらず、依然として後を絶たないことから、飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を根絶するため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	飲酒運転は絶対に しない・させない・許さない・そして見逃さない
重 点	飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発 飲酒運転を助長する環境の根絶 ハンドルキーパー運動の推奨
運動の重点に関する主な推進事項	
飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発 ○ 飲酒運転の悪質性、危険性等についての周知と広報啓発を推進します。 ○ 映像機器等を活用した参加体験型の交通安全教育を推進します。 ○ SNS等あらゆる媒体を使用して飲酒運転根絶について呼びかけます。 飲酒運転を助長する環境の根絶 ○ 酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場管理会社等に対し、飲酒運転防止に関する協力を呼びかけます。 ○ ハンドルキーパー運動の推奨 ○ 酒類の販売業者や提供飲食店等と連携し、ハンドルキーパー運動（注3）への参加を広く呼びかけます。	

注1：自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

注2：神奈川歩行者安全五則

- ①横断する意思を明確にする！
横断歩道では、手を上げる等をして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。
- ②横断歩道を渡る！
横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断等、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。
- ③歩きスマホはしない！
歩行中は、わき見の原因となるスマホ等を注視することがないようにしましょう。
- ④危険な踏切横断はしない！
踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。
- ⑤反射材を身に着ける！
薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。



くらし安全交通課ホームページ

注3：ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパー運動は、自動車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送ることとして、飲酒運転を根絶するための運動です。

各季の運動の取組事項

母 体	県 民 の 取 組 事 項
家 庭	1 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。 2 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 4 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。 5 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。 6 飲酒運転は「しない させない」を徹底しましょう。
学 校 等	1 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。 2 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。 3 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。 4 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 5 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
職 場	1 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。 2 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。 4 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない させない ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。
地 域	1 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。 2 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。 3 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 4 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。
交通安全対策協議会 構成機関・団体	1 SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙（誌）・機関紙（誌）等を利用して、広く運動の周知を図ります。 2 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力に推進します。 3 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。 4 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力に推進します。 5 運転免許自主返納制度やサポートカー限定条件付き免許の周知のため積極的に広報活動を行います。 6 交通安全シルバーリーダーの養成と組織化を推進します。

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体

<交通安全関係団体(9)>

- ・(公財)神奈川県交通安全協会
- ・(一財)横浜市交通安全協会
- ・(一社)川崎市交通安全協会
- ・三浦地区交通安全協会連合会
- ・湘南地区交通安全協会連合会
- ・相模地区交通安全協会連合会
- ・(一社)神奈川県安全運転管理者会連合会
- ・神奈川県交通安全母の会連合会
- ・神奈川県地域交通安全活動推進委員協議会連絡協議会

<青少年・地域関係団体(18)>

- ・神奈川県子ども会連絡協議会
- ・横浜市子ども会連絡協議会
- ・日本ボーイスカウト神奈川連盟
- ・(公社)ガールスカウト神奈川連盟
- ・神奈川県青少年補導員連絡協議会
- ・神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会
- ・神奈川県更生保護女性連盟
- ・神奈川県青少年指導員連絡協議会
- ・神奈川県保護司会連合会
- ・神奈川県BBS連盟
- ・神奈川県地域婦人団体連絡協議会
- ・川崎市地域女性連絡協議会
- ・(公財)神奈川県老人クラブ連合会
- ・(公財)横浜市老人クラブ連合会
- ・(公財)川崎市老人クラブ連合会
- ・横浜市町内会連合会
- ・川崎市全町内会連合会
- ・神奈川県交通遺児家庭の会

<自動車等関連団体(22)>

- ・(一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- ・(一社)神奈川県自動車会議所
- ・(一社)神奈川県タクシー協会
- ・(一社)神奈川県バス協会
- ・(一社)神奈川県トラック協会
- ・神奈川県高速道路交通安全連絡協議会
- ・(一社)神奈川県自動車整備振興会
- ・神奈川県自動車販売店協会
- ・神奈川県軽自動車協会
- ・神奈川県個人タクシー協会
- ・神奈川県自動車電装品整備商工組合
- ・神奈川県自転車商協同組合
- ・神奈川県二輪車普及安全協会
- ・(一社)日本自動車連盟神奈川支部
- ・自動車安全運転センター神奈川県事務所
- ・軽自動車検査協会神奈川事務所
- ・自動車事故対策機構神奈川支所
- ・神奈川県自動車交通共済協同組合
- ・(一社)全国道路標識・標示業神奈川県協会
- ・神奈川県車両移動保管事業協同組合
- ・神奈川県運転代行協会
- ・神奈川県ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

<道路・鉄道関係団体(20)>

- ・神奈川県道路公社
- ・東日本高速道路(株) 関東支社
- ・中日本高速道路(株) 東京支社
- ・首都高速道路(株) 神奈川管理局
- ・東日本旅客鉄道(株)横浜支社
- ・東日本旅客鉄道(株)八王子支社
- ・東海旅客鉄道(株) 静岡支社
- ・東急電鉄(株)
- ・東急バス(株)
- ・京浜急行電鉄(株)
- ・京浜急行バス(株)
- ・小田急電鉄(株)
- ・(株)小田急箱根
- ・箱根登山バス(株)
- ・相模鉄道(株)
- ・伊豆箱根鉄道(株)
- ・伊豆箱根バス(株)
- ・江ノ島電鉄(株)
- ・神奈川臨海鉄道(株)
- ・横浜高速鉄道(株)

<教育関係団体(21)>

- ・神奈川県市町村教育長会連合会
- ・神奈川県都市教育長協議会
- ・神奈川県町村教育長会
- ・神奈川県公立小学校長会
- ・神奈川県公立中学校長会
- ・県立学校長会議
- ・神奈川県市立高等学校長会
- ・神奈川県私立小学校協会
- ・(一財)神奈川県私立中学高等学校協会
- ・(一社)神奈川県専修学校各種学校協会
- ・神奈川県私立大学連絡協議会
- ・(一社)神奈川県保育会
- ・(福)神奈川県民間保育園協会
- ・神奈川県公立幼稚園・こども園協会
- ・(公社)神奈川県私立幼稚園連合会
- ・神奈川県私学保護者会連合会
- ・神奈川県PTA協議会
- ・神奈川県立高等学校PTA連合会
- ・神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会
- ・横浜市PTA連絡協議会
- ・川崎市PTA連絡協議会

<各種団体(40)>

- ・神奈川県タイヤ商工協同組合
- ・神奈川県生コン輸送協会
- ・神奈川県石油商業組合
- ・(一社)神奈川県建設業協会
- ・神奈川県人権擁護委員連合会
- ・(福)神奈川県社会福祉協議会
- ・(福)横浜市社会福祉協議会
- ・(福)川崎市社会福祉協議会
- ・(一社)神奈川県商工会議所連合会
- ・神奈川県商工会連合会
- ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・(公社)商連かながわ
- ・(公社)神奈川県観光協会
- ・全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- ・全国共済農業協同組合連合会神奈川県本部
- ・神奈川県民共済生活協同組合
- ・神奈川県弁護士会
- ・(公社)神奈川県防犯協会連合会
- ・(一社)神奈川県警親会
- ・(公社)神奈川県労務安全衛生協会
- ・建設業労働災害防止協会神奈川支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部

- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川支部
- ・(一社)神奈川県警備業協会
- ・神奈川県オートバイ盗難防止対策協議会
- ・(公社)神奈川県医師会
- ・(公社)神奈川県病院協会
- ・(一社)神奈川県歯科医師会
- ・(公社)神奈川県薬剤師会
- ・神奈川県小売酒販組合連合会
- ・神奈川県興行生活衛生同業組合
- ・日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- ・かながわ教職員組合
- ・神奈川県高等学校教職員組合
- ・(公財)神奈川県公園協会
- ・神奈川県駐車場対策推進協議会
- ・神奈川県市町村駐車場対策連絡協議会
- ・神奈川県エアロビック連盟
- ・一般社団法人日本損害保険協会神奈川損保会

<報道関係(13)>

- ・日本放送協会横浜放送局
- ・オール・エフ・ラジオ日本
- ・横浜エフエム放送
- ・テレビ神奈川
- ・神奈川新聞社
- ・朝日新聞横浜総局
- ・毎日新聞横浜支局
- ・読売新聞横浜支局
- ・産業経済新聞横浜総局
- ・東京新聞横浜支局
- ・日本経済新聞横浜支局
- ・共同通信社横浜支局
- ・時事通信社横浜総局

<官公庁(79)>

- ・横浜地方検察庁
- ・横浜家庭裁判所
- ・横浜保護観察所
- ・横浜少年鑑別所(青少年心理相談所)
- ・神奈川労働局
- ・関東地方整備局横浜国道事務所
- ・関東地方整備局相武国道事務所
- ・関東地方整備局川崎国道事務所
- ・関東運輸局鉄道部
- ・関東運輸局神奈川運輸支局
- ・海上自衛隊横須賀基地業務隊
- ・陸上自衛隊横浜駐屯地中央輸送業務隊
- ・陸上自衛隊第129地区警務隊
- ・在日米海軍横須賀基地司令部安全部
- ・在日米陸軍基地管理本部緊急業務局
- ・19市・28区・13町・1村
- ・神奈川県教育委員会
- ・神奈川県企業庁
- ・神奈川県警察本部
- ・神奈川県

(順不同)

223機関・団体

(令和6年12月末現在)



神奈川県交通安全シンボルマーク

このマークは、県民の交通安全意識を高めるため、広く県民から募集し、交通安全の精神を象徴するものとして設定されたものです。
(昭和42年設定)

交通安全ライブラリー

交通安全教育DVDを無料で貸し出しています。（返送料は負担願います）
学校、町内会、職場研修等で行われる交通安全教室、講習会研修会でご活用ください。
申し込みは、お電話で事務局までお願いいたします。

くらし安全交通課のホームページで
貸出DVDの一覧を見ることができます



交通事故相談所のご案内

かながわ県民センター 県民の声・相談室

住所 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター2階）

相談日時 月曜日から金曜日 9時から12時 / 13時から16時

電話番号 045-312-1121（代）

詳細はくらし安全交通課の
ホームページをご覧ください



神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課
電話番号 045-210-1111（代）

～各季交通安全運動実施要綱等を更新しています～
神奈川県くらし安全交通課公式ホームページ



～交通・防犯のタイムリーな情報を更新しています～
神奈川県くらし安全交通課公式X



神奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ